

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第1項関係 7 酒類等の製造免許の取扱官庁</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの 申請者が、製造者以外の者である場合の製造免許の付与又は税務署長において製造免許の付与、条件の緩和若しくは解除若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、試験製造免許、薬用酒（医薬品医療機器等法の規定により、厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）の製造免許、5〈法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い〉並びに第5項関係4〈輸出用清酒製造免許以外の期限付免許の永久免許への切替えの取扱い〉の場合の酒類の製造免許及び国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認められたものは、この限りでない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第3項関係 3 「<u>輸出用清酒製造免許</u>」の意義 輸出用清酒製造免許とは、輸出するために清酒を製造しようとする場合に付与するのであるから、例えば、国内に清酒を流通させるために清酒を製造する場合については、当該免許の対象とはならないのであるから留意する。</p> <p>4 「<u>輸出用清酒製造免許</u>」の取扱い</p> <p>(1) <u>輸出用清酒製造免許によって製造される清酒（以下「輸出用清酒」という。）については、当該免許が清酒の海外におけるブランド価値向上等を目的として設置された趣旨に鑑み、法第3条第7号《その他の用語の定義》に定める清酒のうち、米及び米こうじに国内産米のみを用いて国内で製造、容器詰めしたものに限るものとして取り扱う。</u> <u>（注） 輸出用清酒の容器には、清酒の製法品質表示基準（平成元年11月国税庁告示第8号）に準じて表示を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>輸出用清酒は、輸出するために移出するものであるが、次の場合であって無償で提供するものについては、国内への課税移出を認めるものとして取り扱う。</u> <u>イ 国内で開催される輸出のための商談会等に使用する場合</u> <u>ロ 商社等の輸出業者へサンプルとして提供する場合</u></p>	<p style="text-align: center;">別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第1項関係 7 酒類等の製造免許の取扱官庁</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 国税局長限りで処理するもの 申請者が、製造者以外の者である場合の製造免許の付与又は税務署長において製造免許の付与、条件の緩和若しくは解除若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、試験製造免許、薬用酒（医薬品医療機器等法の規定により、厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）の製造免許、5〈法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い〉並びに第5項関係3〈<u>期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い</u>〉の場合の酒類の製造免許及び国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>第3項関係 <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>ハ <u>国税局の行う品質審査又は公的機関が主催する鑑評会等に出品する場合</u></p> <p>ニ <u>イからハまでに準ずるものとして認められる場合</u></p> <p>(3) <u>輸出用清酒の製造場からの未納税移出については、輸出用清酒は輸出のために移出するものであるため、次の場合に限り認めるものとして取り扱う。</u></p> <p>イ <u>輸出業者の輸出酒類の蔵置場へ移出する場合</u></p> <p>ロ <u>輸出するまでの間、自己の他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合</u></p> <p>ハ <u>容器詰めのため、他の酒類製造者の製造場又は蔵置場へ移出する場合であって、更に自己の酒類の製造場又は蔵置場へ移出することが明らかな場合</u></p> <p>(4) <u>輸出用清酒の製造場への未納税移出については、次の場合に限り認めるものとして取り扱う。</u></p> <p>イ <u>(3)ハにより容器詰めされた輸出用清酒を当該他の酒類製造者の製造場又は蔵置場から自己の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合</u></p> <p>ロ <u>輸出用清酒の原料として使用する酒類（清酒を除く。）を移出する場合</u></p>	
<p>第4項関係</p> <p>1 免許期限を付す場合の取扱い</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、法第7条第4項《<u>酒類の製造免許</u>》に規定する「酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるとき」に該当するものとして当該製造免許の付与に際して期限を付ける。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>輸出用清酒製造免許を受けて清酒を製造しようとする場合。ただし、製造者が現に清酒製造免許を受けている場合(当該清酒製造免許に期限が付されている場合を除く。)</u>を除く。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (1)から(4)以外の場合で、技術的能力、酒類の製造場の設備、醸造用水及び工場立地等からみて製造される酒類の品質につき十分な保証がないと認められるため国税局長が特に期限を付けることが適当であると判断したとき。</p>	<p>第4項関係</p> <p>1 免許期限を付す場合の取扱い</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、法第7条《<u>酒類の製造免許</u>》第4項に規定する「酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるとき」に該当するものとして当該製造免許の付与に際して期限を付ける。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (1)から(3)以外の場合で、技術的能力、酒類の製造場の設備、醸造用水及び工場立地等からみて製造される酒類の品質につき十分な保証がないと認められるため国税局長が特に期限を付けることが適当であると判断したとき。</p>
<p>第5項関係</p> <p>1 試験製造免許及び輸出用清酒製造免許以外の免許期限の延長の取扱い</p> <p>試験製造免許及び輸出用清酒製造免許以外の製造免許に期限を付けている場合において、当該製造者から、当該免許期限の到来前にその延長を受けたい旨の申出があったときは、第10条の1〈申請者等に関する人的要件〉及び同条第10号関係の1〈「<u>経営の基礎が薄弱であると認められる場合</u>」の意義〉に該当せず、かつ、次の要件を満たす場合は、その免許期限を翌会計年度の末日まで延長する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>3 輸出用清酒製造免許の免許期限の延長の取扱い</p> <p><u>輸出用清酒製造免許について、当該製造者から、当該免許の免許期限の到来前にその延長を受けたい旨の申出があったときは、第10条の1〈申請者等に関する人的要件〉、同条第10号関</u></p>	<p>第5項関係</p> <p>1 試験製造免許以外の免許期限の延長の取扱い</p> <p>試験製造免許以外の製造免許に期限を付けている場合において、当該製造者から、当該免許期限の到来前にその延長を受けたい旨の申出があったときは、第10条の1〈申請者等に関する人的要件〉及び同条第10号関係の1〈「<u>経営の基礎が薄弱と認められる場合</u>」の意義〉に該当せず、かつ、次の要件を満たす場合は、その免許期限を翌会計年度の末日まで延長する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>係の1（「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義）及び同条関係の2(3)（酒類製造免許についての取扱い）に該当せず、かつ、次の要件を満たす場合は、その免許期限を翌会計年度の末日まで延長する。</p> <p>(1) 第3項関係の4（「輸出用清酒製造免許」の取扱い）に該当する場合。</p> <p>(2) 国税局の行う当該輸出用清酒に対する品質審査の結果が「可」以上であり、かつ、当該製造場における製造技術からみて、その製造に係る輸出用清酒の品質について十分な保証が得られると認められる場合。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この定めを満たしているものとして取り扱う。</p> <p>イ 品質審査に出品できない期日に製造免許を受けたため又は通常の製造技術を有すると認められる者が天災若しくは不測の機械等の故障による等のため、審査期日までに当該輸出用清酒の製造ができず審査が受けられなかった場合</p> <p>ロ 品質審査の結果が「要注意」又は「不可」であったが、その欠陥是正が適切であり、かつ、当該製造場における製造技術等からみて、次の1年間に限って期限の延長を認めることにより輸出用清酒の品質向上について十分な保証が得られると認められる場合</p> <p>（注）2年引き続いて「要注意」又は「不可」である場合は期限の延長はできず、免許期限の到来により当該輸出用清酒製造免許は消滅することとなるのであるから留意する。</p> <p>(3) 免許期限の属する年度において、輸出用清酒を製造しているか、又は輸出用清酒を製造すると認められる場合。ただし、既往の製造実績等を検討し、第3項関係の4（「輸出用清酒製造免許」の取扱い）の定めを逸脱していた者については、当該期限の延長を行わない。</p> <p>4. 輸出用清酒製造免許以外の期限付免許の永久免許への切替 えの取扱い</p> <p>製造免許に期限が付けられている製造者から免許期限経過後も引き続き現在製造免許を受けている酒類の製造をしようとして、改めて製造免許の申請があった場合は、当該申請者が第10条の1（申請者等に関する人的要件）及び同条第10号関係の1（「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義）に該当せず、かつ、次の要件を満たすときは、永久免許（期限が付けられていない製造免許をいう。以下同じ。）を付与する。ただし、試験製造免許については永久免許を付与しない。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>5. 期限が付されている輸出用清酒製造免許の永久免許への切替 えの取扱い</p> <p>輸出用清酒製造免許に期限が付けられている製造者から免許期限経過後も引き続き輸出用清酒の製造をしようとして、改めて輸出用清酒製造免許の申請があった場合は、当該申請者が第10条の1（申請者等に関する人的要件）、同条第10号関係の1（「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義）及び同条関係の2(3)（酒類製造免許についての取扱い）に該当せず、</p>	<p>改正前</p> <p>3. 期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い</p> <p>製造免許に期限が付けられている製造者から免許期限経過後も引き続き現在製造免許を受けている酒類の製造をしようとして、改めて製造免許の申請があった場合は、当該申請者が第10条の1（申請者等に関する人的要件）及び同条第10号関係の1（「経営の基礎が薄弱と認められる場合」の意義）に該当せず、かつ、次の要件を満たすときは、永久免許（期限が付けられていない製造免許をいう。以下同じ。）を付与する。ただし、試験製造免許については永久免許を付与しない。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>かつ、次の要件を満たすときは、永久免許を付与する。</p> <p><u>(1) 国税局の行う当該輸出用清酒に対する品質審査の結果が、その会計年度を含む既往3会計年度のいずれの会計年度とも「可」(最終会計年度は「良」)以上であること。</u></p> <p><u>(2) 当該輸出用清酒の製造場における製造技術等について何らの不安がなく、その製造に係る輸出用清酒の品質についても十分な保証を得られることが確実と認められること。</u></p> <p>第10条 製造免許等の要件 第10号関係 2 酒類製造免許についての取扱い (1)・(2) (省略) <u>(3) 輸出用清酒製造免許に係る取扱い</u> <u>輸出用清酒製造免許については、当該免許により製造することができる酒類が輸出するための清酒のみであることに鑑み、(1)及び(2)に加え、当該免許の申請者等がこれまで食品等を輸出した経験がある場合及び海外における取引先等の輸出先を確保している場合であることとする。</u></p> <p>第11号関係 2 酒類の製造免許の取扱い 次に掲げる酒類の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、次に該当する場合に限り製造免許を付与等する。 (1) 清酒 次のいずれかに該当する場合に限り付与する。 イ～ニ (省略) <u>ホ 輸出するために清酒を製造しようとする場合</u></p> <p>第11条 製造免許等の条件 第1項関係 2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い (1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い 製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。 イ (省略) <u>ロ 輸出用清酒</u> <u>第10条第11号関係の2〈酒類の製造免許の取扱い〉の(1)のホにより製造免許を付与するときは、「輸出するために製造するものに限る。」旨。</u> <u>ハ～ニ (省略)</u></p> <p>第3編 租税特別措置法関係 第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係 1 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成30年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成30年4月1日か</p>	<p>第10条 製造免許等の要件 第10号関係 2 酒類製造免許についての取扱い (1)・(2) (同左) <u>(新規)</u></p> <p>第11号関係 2 酒類の製造免許の取扱い 次に掲げる酒類の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、次に該当する場合に限り製造免許を付与等する。 (1) 清酒 次のいずれかに該当する場合に限り付与する。 イ～ニ (同左) <u>(新規)</u></p> <p>第11条 製造免許等の条件 第1項関係 2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い (1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い 製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。 イ (同左) <u>(新規)</u> <u>ロ～ホ (同左)</u></p> <p>第3編 租税特別措置法関係 第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係 1 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成30年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成30年4月1日か</p>

改正後	改正前
<p>ら令和3年3月31日までの間に、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。</p> <p>なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 第2編第7条第5項関係の<u>4</u>《<u>輸出用清酒製造免許以外の期限付免許の永久免許への切替えの取扱い</u>》の取扱いにより製造免許を受けた者 <u>切替えの対象となる期限付免許を最初に受けたとき</u></p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>ら令和3年3月31日までの間に、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。</p> <p>なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 第2編第7条第5項関係の<u>3</u>《<u>期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い</u>》の取扱いにより製造免許を受けた者 <u>切り替えの対象となる期限付免許を最初に受けたとき</u></p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>